

外部給電機能付のPHEV(プラグインハイブリッド車)やBEV(電気自動車)、
FCEV(燃料電池車)の購入を検討されている企業様へ

事業者向け

外部給電機能付 次世代自動車普及促進事業 補助金



外部給電機能付の次世代自動車を購入で **最大 22万円補助**

補助金額 *車両ごとの補助額は市 HPの「補助対象車一覧」を参照

購入した車両	A 車両に対する補助 (車両ごとに設定)	B 付帯設備等への補助 (A に上乗せ加算)	最大補助額 A + B	主な要件
PHEV・BEV	上限20万円	充電設備 (標準装備の場合は対象外) 上限2万円	最大22万円	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車であること ・補助金を受けようとする年度の4月1日以降に新車登録された車であること
FCEV	上限15万円	—	最大15万円	
超小型EV	上限7.5万円	—	最大7.5万円	

超小型EVとは

道路交通法施行規則別表第2で定義されている「ミニカー」の内、定格出力が0.25kWを超え0.6kW以下の電動機を有する三輪以上のものであって、標識交付証明書にミニカーと記載されているもの。

※外部給電機能を有していることが必須条件となります(超小型EV 除く)。外部給電機能の定義については市HP掲載の要綱をご確認ください。
 ※充電設備の設置に要した費用(税抜)が2万円に満たない場合、設置費用を上乗せ補助
 ※充電設備が標準装備の場合は補助対象外(工事費用のみの請求は対象外)
 ※充電設備は、自らの市内事業所に設置した場合に補助対象

補助対象者 **注意:補助金の申請は1事業者につき同一年度内1台までです!**

- ✓ 豊田市内に本社、支社、支所、営業所等を置く事業者で、補助金の申請日以前から事業の活動実態がある
- ✓ 豊田市税を滞納していない

申請の流れ



交付申請兼実績報告書提出期限

新車登録日又は補助対象自動車の支払完了日のいずれか遅い日から**2か月以内**。
 ただし、令和9年3月31日(水)より後には提出できません。
 ※分割払い又はリース契約の場合は、分割払い契約日・リース契約日を支払完了日とします。

申請受付期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水) ※ただし予算額に達した時点で受付を終了いたします。

申請にあたっては、補助金交付要綱、申請ガイド等を必ずご確認ください。詳細はこちら▶

